

第11の3 住戸用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 警戒区域は、2以上の住戸等にわたらないこと。 b 直接外気に開放されていない共用部分の警戒区域は、次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合又は階段、エレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。 (b) 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあつては、1,000㎡以下とすることができる。 (c) 警戒区域の一辺の長さは、50m（光電式分離型感知器を設置する場合100m）以下であること。 (d) 廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警戒区域とすること。 	
P型3級受信機・GP型3級受信機	設置場所等	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 	
			周囲の状況・操作性	<ul style="list-style-type: none"> a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
			設置状況	地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。 	
	操作部	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が、正常であること。 	
	予備品等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。 	
中継器	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 	

			<ul style="list-style-type: none"> c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものによっては、防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものによっては、防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものによっては、適当な防護措置が講じてあること。 	
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられてあるものは、適切な接地が施されていること。 	
	予備品等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。 	
電	源	常用電源	目視により確認する。	
		予備電源（予備電源を有するものに限る。）		<ul style="list-style-type: none"> a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
感 知 器	警 戒 状 況		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けられていること。 b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けられており、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。 e 住戸内には、自動試験機能等対応型感知器が設置されていること。
	差動式スポット型・定温式スポット型・補償式スポット型・熱複合式スポット型及び熱アナログ式スポット型	設 置 状 況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 c 感知器は、45度以上傾斜させないように設けてあること。 d 定温式の性能を有するものには、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものには、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より、20度以上低い場所に設けてあること。 e 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。 f 共用部分の階段又は傾斜路に設置する熱感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。
	イオン化式スポット型・光電式スポット	設 置 状 況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けてあること。 b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けてあること。

型・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型			<ul style="list-style-type: none"> c 天井付近に吸気口のある居室にあっては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出し口のある居室にあっては当該吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 d 感知器は、45度以上傾斜させないように設けてあること。 e 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。 f 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあっては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路 (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路 (c) 開放式の廊下又は通路 g 共用部分の階段又は傾斜路に設けてある場合は5階層までごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。 h エレベータ昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) エレベータ昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器が設けられている場合。 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合。
光電式分離型及び光電アナログ式分離型	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 光軸は、平行する壁から0.6m以上離れた位置に設けてあること。 b 感知器の受光面は、直射日光等が当たらないように設けてあること。 c 送光部及び受光部は、背後の壁から1m以内の位置に設けてあること。 d 天井等の高さが15m以上の場所にあつては1種が、15m未満の場所にあつては1種又は2種のものが設けてあること。 e 光軸の高さは、天井等の高さの80%以上となる位置に設けてあること。 f 光軸の長さは、公称監視距離以内で、かつ、100m以下であること。 g 感知器は、壁によって区画された区域ごとに当該区域の各部分から1の光軸までの水平距離が7m以下となるように設けてあること。
炎感知器	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。 b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。
構造	性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知の妨げになる塗装等がされていないこと。
補助音響装置	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護

			<p>措置が講じてあること。</p> <p>c 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものによっては、防爆構造のものであること。</p> <p>d 雨水等の影響を受ける場所に設けるものによっては、適当な防護措置が講じてあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	変形、損傷、腐食等がないこと。
戸外表示器	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 主たる出入口の外部で、火災表示灯が共用部から容易に識別できる場所に設けてあること。</p> <p>b 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	機器の各部に変形、損傷等がないこと。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準								
配線	送り配線試験	<p>次表で定める住戸等の数に応じた任意の試験住戸等数について、当該試験回線の感知器が送り配線になっていることを確認した後に感知器の一線を外し当該回線末端の感知器配線を短絡させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸等数</th> <th>試験住戸等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	住戸等数	試験住戸等数	10以下	1	11以上50以下	2	51以下	3	当該P型3級受信機又はGP型3級受信機が作動しないこと。
		住戸等数	試験住戸等数								
		10以下	1								
		11以上50以下	2								
51以下	3										
P型3級受信機・GP型3級受信機、戸外表示器	火災表示試験	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	<p>a 火災表示が正常であること。</p> <p>b 主音響装置、補助音響装置（設置されている場合に限る。）から火災警報が正常に放送されること。</p> <p>c 戸外表示器の赤色表示灯の点滅が3mの位置で確認できること。</p>								
倉庫等及び直接外気に開放されて	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。								
		遠隔試験機能を有するもの		外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。							

いない共用部分の受信機	予備電源試験（予備電源を有するものに限る。）	電源の自動切替機能		主電源の遮断及び復旧操作を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		電 圧		予備電源試験スイッチ等の操作を行う。	所定の電圧値を有していること。
中継器	設定表示温度試験	アナログ式中継器	アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	回路導通試験			導通試験スイッチ、回路選択スイッチ等を操作し回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあっては任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	予備電源試験（予備電源を有するもの）	電源の自動切替機能		主電源の遮断及び復旧操作を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		電 圧		予備電源試験スイッチを操作して行う。	所定の電圧値を有していること。
感知器	差動式スポット型・補償式スポット型・定温式スポット型（再用型）・熱アナログ式スポット型及び熱複合式スポット型	作 動 試 験		加熱試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型	作 動 試 験		加煙試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	光電式分離	作 動 試 験		減光フィルターを用いて所定の操作に	正常に作動すること。

	型・光電アナログ式分離型		より作動させる。	
	炎感知器	作動試験	感知器に適応する試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
音響装置等		作動試験	火災表示試験スイッチ等を操作して行う。	<p>a 住戸、共用室、管理人室及び倉庫等 受信機、補助音響装置及び戸外表示器により火災である旨を当該住戸等の全域及び当該住戸等に面する共用部分に有効に報知できること。</p> <p>b 直接外気に開放されていない共用部分 受信機及び補助音響装置により火災である旨を、当該警戒区域の範囲内に報知できること。</p>
戸外表示器		作動試験	感知器を所定の操作により作動させ、スピーカの取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて、音圧を測定する。	音圧は、70dB以上であること。

- 備考 1 印の試験は、自動試験機能を有する自動火災報知設備において、自動的又は簡単な操作による試験によって記録紙等に「異常の旨」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。
- 2 印の試験は、遠隔試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、外部試験器による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われていないことを確認することにより替えることができる。